

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月14日現在

機関番号：82611

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K08899

研究課題名(和文)自殺予防介入の普及と適応に関する研究ガイドランスの開発

研究課題名(英文) Development of guidance for dissemination and implementation in suicide prevention

研究代表者

米本 直裕 (Yonemoto, Naohiro)

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・精神保健研究所 精神薬理研究部・客員研究員

研究者番号：90435727

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：自殺予防介入の普及と適応に関する研究ガイドランスを作成した。事例として、ゲートキーパー(GKT)研修について検討した。1つ目として、GKTの有用性について系統的レビューを行い、介入効果の限界と今後の研究の必要性を明らかにした。2つ目として、系統的レビューを行い、日本の自殺予防政策の発信とGKTの普及の関連と、ゲートキーパーの知見の統合や評価といった課題を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国において、自殺はなお重要な健康問題である。本研究では自殺予防の普及と適応に関するガイドラインを開発し、事例として、ゲートキーパー研修を取り上げた。研究により、国際的にもゲートキーパーの効果はいまだ不確かであることを明らかにした。また、日本においては自殺対策基本法や大綱の成立により、ゲートキーパーの普及が速やかにすすんだこと、知見の集約や評価に課題があることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Research guidance on the dissemination and implementation of suicide prevention interventions was developed. As an example, we investigated gatekeeper training (GKT). First, we conducted a systematic review of the effectiveness of GKT, and clarified the limitations of intervention effects and the need for further research. Second, a systematic review was conducted to clarify issues such as the relation between dissemination of Japan's suicide prevention policy and the spread of GKT, and integration and evaluation of the knowledge of gatekeepers

研究分野：自殺予防、疫学、医療統計学

キーワード：自殺予防 ゲートキーパー エビデンス 社会実装 普及

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

平成28年3月22日に、自治体に自殺対策の計画作りを義務づける改正自殺対策基本法が、衆院本会議で可決、成立し、4月1日から施行されることとなった。これにより、全ての都道府県と市区町村に対し、地域の実情に応じた自殺対策の計画作成を義務付けられた。現在、各自治体の対策はばらつきが大きく、評価も定かではないとされている。

2. 研究の目的

本研究では、自殺対策の継続的な推進のため、「自殺予防介入の普及と適応に関する研究ガイドランス」を開発する。

3. 研究の方法

初年度は、前述した目的を達成するために、普及と適応に関する研究の理論と応用に関する文献調査、関係者へのインタビューを行った。次年度は引き続き文献調査、インタビューにより、研究ガイドランス案を作成した。事例の検討を行い、事例はゲートキーパー法とした。系統的レビューの計画を行った。最終年度は、ガイドランスのとりまとめを行い、さらに事例としてゲートキーパー法に関して2つの系統的レビューを行った。

4. 研究成果

自殺予防介入の普及と適応に関する研究ガイドランスを作成した。ガイドランスは、日本および世界で自殺予防の実践活動を行う、精神科医、臨床心理師、ソーシャルワーカー等に対してインタビューを行い、フィードバックを得た。

欧米ですでに開発された普及と適応に関するガイドランスの翻訳、内容の検討を行った。いずれも開発者に連絡をとり、日本語版作成の承諾をえて、作業を行った。

1つ目は、Standards for Reporting Implementation Studies (StaRI) である。これは、2017年に開発され、27項目のチェックリストがある、エビデンスの普及と適応のための研究、実装化研究の報告のための標準的なガイドランスである。(Pinnock H, Barwick M, Carpenter C, Eldridge S, Grandes G, Griffiths CJ, Rycroft-Malone J, Meissner P, Murray E, Patel A, Sheikh A, Taylor SJ for the StaRI Group. Standards for Reporting Implementation Studies (StaRI) statement. *BMJ* 2017;356:i6795. Pinnock H, Barwick M, Carpenter C, Eldridge S, Grandes G, Griffiths C, Rycroft-Malone J, Meissner P, Murray E, Patel A, Sheikh A, Taylor S, for the StaRI group. Standards for Reporting Implementation Studies (StaRI). Explanation and Elaboration document. *BMJ Open* 2017 2017;7:e013318.)

2つ目は、Standards for Quality Improvement Reporting Excellence (SQUIRE 2.0) である。これは医療の質の向上に関する研究の報告のガイドラインであり、2016年にversion 2.0が作成された。18項目から構成されている。(Explanation and elaboration of the SQUIRE (Standards for Quality Improvement Reporting Excellence) Guidelines, V.2.0: examples of SQUIRE elements in the healthcare improvement literature. Goodman D, Ogrinc G, Davies L, Baker GR, Barnsteiner J, Foster TC, Gali K, Hilden J, Horwitz L, Kaplan HC, Leis J, Matulis JC, Michie S, Miltner R, Neily J, Nelson WA, Niedner M, Oliver B, Rutman L, Thomson R, Thor J. *BMJ Qual Saf.* 2016 Dec;25(12):e7) これを元に、外科、外傷、教育などのさまざまな領域に特化したガイドラインへの拡張が行われている。

また、我が国および海外での自殺予防介入の普及と適応の事例として、ゲートキーパー(GKT)研修について検討した。(ゲートキーパー(GKT)法は、自殺予防介入法の1つである)

1つ目として、GKTの自殺予防介入としての有用性について、ランダム化比較試験(RCT)前向き介入研究を対象に調査した。また、GKTの相違についても調査した。調査法は系統的レビューを用いた。ランダム化比較試験(RCT)介入研究を対象に調査した。また、ゲートキーパー法の相違についても調査した。調査法は系統的レビューを用いた。文献データベースは、PubMed, PsycINFO, CINAHL, the Cochrane databases を用い、以前に行われた関連する系統的レビューの文献も対象とした。

343報が抽出され、そのうち該当する研究は10のRCT、6つの介入研究であった。GKTの種類には、Question, Persuade, Refer, Applied Suicide Intervention Skills Training, OSPI, Youth Aware of Mental Health, さらにe-learningによる方法があった。介入研究では、エビデンスがあったが、RCTでの効果はなお不確かなものがあり、介入後の知識や自己効力感への効果はなお不確かであった。RCTの質は不明もしくは低いものがほとんどであった。研究の限界は、メタアナリシスを行うことができなかったことである。これは各試験のアウトカムがまちまちであったためである。

GKT の効果はなお不確かである。GKT にはさまざまな種類があり、開発した対象と異なる対象で行う場合は、同じことが実現できるか研究が必要である。研究のプログラムの標準化を行い、妥当な対照群を置いた質の高いRCT が必要である。

2 つ目として、日本での国の自殺予防政策の発信とゲートキーパーの普及の関連について調査した。日本の自殺予防において、ゲートキーパープログラムは重要介入の 1 つとして政策で位置づけられてきた。系統的レビューの方法を用いて、国や地方自治体の自殺予防の資料、Pubmed、医中誌の研究報告を調査した。全ての自治体がゲートキーパープログラムの活動について報告し、80%以上の地方自治体がゲートキーパー専用のホームページを設定していた。しかし、自治体独自の取り組みやプログラムの評価の情報は限られていた。122 の研究報告があり、2011 年から 14 年に急増していた。ただ該当した研究報告では、妥当性のあるアウトカム指標を用いたものはほとんどなかった。日本の国の政策発信とゲートキーパーの普及は関連していた。しかし、ゲートキーパーの知見の統合や評価は課題であった。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

1. Yonemoto N, Kawashima Y, Endo K, Yamada M, Implementation of gatekeeper training programs for suicide prevention in Japan: a systematic review, Int J Ment Health Syst, 査読有, 2019, 13 : 2. doi: 10.1186/s13033-018-0258-3.
2. Yonemoto N, kawashima Y, Endo K, Yamada M, Gatekeeper training for suicidal behaviors: A systematic review, J Affect Disord, 査読有, 2019, 246 : 506-514. doi: 10.1016/j.jad.2018.12.052.

〔学会発表〕(計 7 件)

1. 米本直裕、川島義高、稲垣正俊、河西千秋、山田光彦、未遂者介入研究の現状とその課題、第 42 回日本自殺予防学会、2018.9.21-23.
2. 米本直裕、遠藤 香、川島義高、山田光彦、ゲートキーパー研修に関する系統的レビュー、第 42 回日本自殺予防学会、2018.9.21-23 .
3. Yonemoto N, Gatekeeper training for Suicidal Behavior, 17th European Symposium on Suicide & Suicidal Behavior, (国際学会) 2018.9.5-8 .
4. 米本 直裕、川島義高、榊原佐和子、日本における妊産婦自殺研究の実態、第 41 回自殺予防学会、2017.9.22-24.
5. Yonemoto N, Kawashima Y, Endo K, Yamada M, Implementation of Gatekeeper Training Programs for Suicide Prevention in Japan: findings from reports on literature Databases, The 29th World Congress of International Association for Suicide Prevention (国際学会) 2017.7.18-22.
6. Yonemoto N, Inagaki M, Kawashima Y, Yamada M, Prevalence of suicidal behaviors among adolescence and young adults on a health claim database in Japan, The 7th Asia Pacific Regional Conference of the International Association for Suicide Prevention (国際学会) 2016.5.18-22.
7. Yonemoto N, Making evidence for suicide prevention, The 7th Asia Pacific Regional Conference of the International Association for Suicide Prevention (国際学会) 2016.5.18-22.

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：川島 義高
ローマ字氏名：（KAWASHIMA, yoshitaka）

研究協力者氏名：遠藤 香
ローマ字氏名：（ENDO, kaori）

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。